



## 「事業者排出量削減計画書制度」及び「新車販売実績報告書制度」 平成 27 年度実績の取りまとめについて

京都市では、温室効果ガスを削減するため、京都市地球温暖化対策条例（以下「条例」という。）に基づき、市域における温室効果ガス総排出量の約 1 / 4 を占める大規模排出事業者（以下「特定事業者」という。）の自主的な排出量削減を図ることを目的として、特定事業者から提出された排出量削減の計画書及び報告書を総合的に評価し、公表を行う「事業者排出量削減計画書制度」（[別紙](#)参照）を運用しています。

また、自動車から排出される温室効果ガス排出量の削減を目的として、自動車販売事業者に対し、温室効果ガスを排出しない又は排出の量が相当程度少ない自動車（エコカー）の提供努力を義務付けるとともに、エコカー販売実績の報告を求める、「[新車販売実績報告書制度](#)」を運用しています。

政令市で唯一の制度

この度、これら両制度の平成 27 年度の実績を下記のとおり取りまとめましたので、お知らせします。

### 記

#### 1 平成 27 年度の事業者排出量削減報告書

##### (1) 温室効果ガス排出量

特定事業者は、条例の規定に基づき、計画期間中の温室効果ガス排出量削減計画を記載した削減計画書を提出するとともに、計画期間の各年度の排出量及び削減するための取組等を記載した削減報告書を提出することとしています。

〈条例第 27 条第 1 項、第 30 条第 1 項〉

この度、第二計画期間（平成 26～28 年度）の第二年度である平成 27 年度の削減報告書を集計した結果、特定事業者（140 者）からの温室効果ガス総排出量は 186.9 万トンで、第一計画期間（平成 23～25 年度）の各年度の排出量の平均値で設定した「基準年度排出量」から約 10.9% の削減を達成しました。（表 1）

基準年度排出量に対して、部門別では、産業部門においては、約 9.7%、運輸部門においては約 6.8%、業務部門においては約 12.4% の削減を達成しており、すべての部門において、この制度で目標としている削減率（産業：2%、運輸：1%、業務：3%）を上回る状況となりました。

平成 26 年度においては、基準年度排出量から全体で約 7.9% の削減であり、平成 27 年度も引き続き排出量削減の取組が進んでいます。

表1 平成27年度の温室効果ガス排出実績

部門	事業者数 <sup>※1</sup>	温室効果ガス排出量 (単位：万トン-CO <sub>2</sub> )		実績-基準年度 排出量削減率 (%)
		基準年度 排出量 <sup>※2</sup>	実績排出量	
合計	140	209.8	186.9	▲10.9 (▲7.9) <sup>※3</sup>
産業部門	33	55.8	50.4	▲9.7 (▲6.6) <sup>※3</sup>
運輸部門	22	26.3	24.5	▲6.8 (▲5.2) <sup>※3</sup>
業務部門	85	127.8	112.0	▲12.4 (▲9.1) <sup>※3</sup>

※1 平成27年度分の事業者排出量削減報告書の提出事業者数

※2 基準年度排出量は、原則として平成23～平成25年度の平均値を採用している。

※3 括弧内数値は平成26年度実績の削減率を表す。

※4 四捨五入のため、合計値と各要素を合計した数値が合わない場合がある。

提出された報告書を取りまとめた結果、業種別の具体的な取組内容及び排出量削減要因の分析は、次のとおりです。

<産業部門>

- 空調の適正な運転管理（デマンド制御等）、省エネ機器へ更新
- 照明の高効率化（LED化等）
- 製造ラインの稼働率改善による高効率化、省エネ機器へ更新
- FEMS<sup>\*1</sup>導入による適正な運用管理

<運輸部門>

- トラック：デジタルタコメーター利用による適正な走行管理、エコドライブ実施
- バス：エコドライブ実施
- タクシー：GPS利用による適正な走行管理、エコドライブ実施
- 鉄道：省エネ車両の導入、照明の高効率化（LED化等）、回生ブレーキ車両の導入

<業務部門>

- 空調の適正な運転管理、省エネ機器へ更新
- 照明の間引き、高効率化（LED化等）
- クールビズやウォームビズなど、社員への節電取組の強化
- BEMS<sup>\*2</sup>導入による適正な運用管理

全体的に、空調の適正管理や照明の高効率化を進めている事業者が多く、排出量削減につながっていると考えられます。

産業部門では、操業の質を維持した製造ラインの運用改善や、省エネ機器への更新

\*1 工場内のエネルギー管理システム

\*2 ビル内のエネルギー管理システム

などの取組が進んでいます。

運輸部門では、アイドリングストップや走行ルートの見直しを行うなどのエコドライブの取組のほか、デジタルタコメーターやGPSを利用することで、走行距離や燃料消費量の見える化を実施している事業者も見受けられました。

業務部門においては、BEMS導入が進み、設備の運用を改善するとともに、事業所全体としてEMSを強化することで、従業員一人一人に対する節電意識の改善が図られています。

## (2) 特定事業者の環境マネジメントシステム導入状況

特定事業者は、主たる事業所等に環境マネジメントシステムを導入し推進するとともに、その内容を記載した報告書を提出することとしています。

〈条例第22条第1項, 第2項〉

提出された平成27年度の環境マネジメントシステム導入報告書を集計した結果、140者のうち117者の特定事業者が導入済となっています。(表2)

未導入の特定事業者においては、事業所内でシステムを構築するための人材不足等の理由により導入されていない状況となっています。

表2 平成27年度の環境マネジメントシステム導入内訳

部門	導入者数	導入EMS種類別 内訳					未導入者数
		ISO14001	KES	エコ京都21	グリーン経営認証	独自EMS	
産業	32	26	4	-	-	2	1
運輸	17	7	1	-	4	5	5
業務	68	22	16	3	-	27	17
合計	117	55	21	3	4	34	23

## (3) 特定事業者のエコカー購入等状況

特定事業者は、第二計画期間に新たに自動車を購入又はリースで取得する場合、温室効果ガスを排出しない又は排出の量が相当程度少ない自動車(エコカー)の割合を取得台数の50%以上とする義務があり、その取得実績を記載した報告書を提出することとしています。

〈条例第23条第1項, 第2項〉

提出された平成27年度の新車購入等報告書を集計した結果、新たに自動車を取得した63者全てが50%以上のエコカー取得割合を達成しており、合計で91.2%の取得割合となりました(表3)。

表3 平成27年度のエコカー購入等内訳

部門	新車を取得した 事業者数	新車取得台数 (台)	エコカー取得台数 (台)	エコカー取得割合 (%)
産業	16	121	111	91.7
運輸	15	397	354	89.2
業務	32	287	269	93.7
合計	63	805	734	91.2

## 2 平成27年度の自動車販売事業者の新車販売実績報告書

本市内において自動車の販売を業とする者（自動車販売事業者）は、新車を購入しようとする者に対し、その販売する新車に係る自動車環境情報を説明しエコカーの提供に努めるとともに、エコカーの販売実績を記載した報告書を提出することとしています。

〈条例第25条第1項、第2項、第3項〉

自動車販売事業者から提出された平成27年度の新車販売実績報告書の集計結果は、次のとおりでした。

### (1) 販売台数

新車の全販売台数は約5万1千台であり、そのうちエコカーの販売台数は約4万6千台で、全販売台数に占めるエコカー販売台数割合は89.8%でした（表4）。

なお、本制度におけるエコカーとほぼ対象が重なる、新エコカー減税対象車の平成27年度全国販売台数（平成27年4月～平成28年2月まで）の割合は80.9%（※）で、京都市は全国より高い傾向にあります。

※一般社団法人日本自動車工業会の公表資料より

### (2) 平均燃費

ガソリン、軽油及び液化石油ガスを燃料とする自動車の平均燃費は、21.4 km/l であり、そのうちエコカーの平均燃費は23.3 km/l でした（表4）。

表4 平成27年度の新車販売実績

実績 報告数 (者)	全販売 台数 (台)	エコカー 販売台数 (台)	エコカー 販売割合 (%)	ガソリン、軽油、液化石油ガスを燃料とする自動車	
				全体平均燃費 (km/l)	エコカー平均燃費 (km/l)
24	51,005	45,778	89.8	21.4	23.3

### 3 報告書類等の公表

特定事業者から提出された事業者排出量削減報告書, 環境マネジメントシステム導入報告書, 新車購入等報告書及び自動車販売事業者から提出された新車販売実績報告書は, 次の方法で公表します。

#### 【ホームページへの掲載】

平成28年12月26日(月)から, 当室のホームページに掲載します。

(ホームページ URL)

- ・ 事業者排出量削減計画書制度

<http://www.city.kyoto.lg.jp/kankyo/page/0000212823.html>

- ・ 新車販売実績報告書制度

<http://www.city.kyoto.lg.jp/kankyo/page/0000212838.html>

事業者排出量削減計画書制度の概要

・特定事業者の該当要件

区 分	要 件
大規模エネルギー 使用事業者	事業活動を行う際に使用される電気やガスなどのエネルギー使用量が、 原油に換算して1,500キロリットル以上の事業者
大規模輸送 事業者	トラック100台以上、バス100台以上、タクシー150台以上を保有する運送事業者 鉄道車両150両以上を保有する鉄道事業者
その他の温室効果ガ ス大規模排出事業者	エネルギー使用に伴うものを除き、温室効果ガス排出量のうちいずれかの物質の排 出量が二酸化炭素に換算して3,000トン以上の事業者

・事業者排出量削減計画書制度の計画期間と評価時期

	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
第一計画期間 (平成23～25年度)	計画書 <b>評価</b>	報告書	報告書	報告書 <b>評価</b>	指導・助言		
第二計画期間 (平成26～28年度)	指導・助言			計画書 <b>評価</b>	報告書	報告書	報告書 <b>評価</b>

・事業者排出量削減計画書制度における目標削減率と総合評価

